

都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱

第 1 編 総則

第 1 条 通則

都市構造再編集中支援事業費補助の交付に関しては、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。）及び都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号。以下「規則」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日総理府・建設省令第 9 号。以下「交付規則」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 1 条の 2 目的

人口・世帯減少の本格化、自然災害の頻発・激甚化など、経済社会情勢の大きな変化に直面するなか、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る必要があることから、市街地の拡散や災害ハザードエリアへの立地を抑制した上で、都市の限られた資源を効果的・効率的に活用し、期間と区域を定めた一体的・集中的なまちづくりを推進するため、立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し、集中的な支援を行うことを目的とする。

第 1 条の 3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 都市再生整備計画

法第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画をいう。

2 都市再生整備計画事業

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号。以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イー10 に規定する都市再生整備計画事業をいう。

3 立地適正化計画

法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画（法第 81 条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域（以下「居住誘導区域」という。）及び法第 81 条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域（以下「都市機能誘導区域」という。）を定めた立地適正化計画に限る。第 1 条の 3 第 9 項で規定する地域生活拠点を含む。）をいう。

4 広域的な立地適正化の方針

市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあつては交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-（1）5.3に規定する地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであつて、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。

5 誘導施設

都市機能誘導区域内の次表に掲げる施設であつて立地適正化計画に位置付けられた誘導施設（法第81条第2項第3号に規定する誘導施設をいう。以下同じ。）をいう。

1 医療施設	医療法第4条の2に定める特定機能病院、医療法第4条に定める地域医療支援病院、医療法第1条の5に定める病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）又は診療所
2 社会福祉施設	「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における医療及び介護の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「母子保健法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設
3 教育文化施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、学校教育法第124条に定める専修学校、学校教育法第134条に定める各種学校、図書館法第2条第1項に定める図書館、博物館法第2条第1項に定める博物館・博物館法第29条に定める博物館相当施設
4 子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設（一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）及びこども送迎センター（広域的保育所等利用事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）

6 基幹的誘導施設

誘導施設であつて、当該施設の立地する市町村（以下「立地市町村」という。）及び立地市町村以外の市町村（以下「連携市町村」という。）の住民の利用に供する機能を有するものとして位置付けられ、かつ以下の要件のいずれかに該当する施設をいう。

① 立地市町村と連携市町村が共同して作成した立地適正化計画に位置付けられた施

設

- ② 立地市町村と連携市町村が共同して広域的な立地適正化の方針を作成し、当該方針に位置付けられた施設

7 準誘導施設

立地適正化計画に誘導施設として位置付けられた次表に掲げる施設をいう。

1 医療施設	医療法第1条の2に定める調剤を実施する薬局
2 社会福祉施設	「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における医療及び介護の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「母子保健法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的としない施設
3 商業施設	商業施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する施設を営業するものを除く。）
4 金融施設	決済や融資、預貯金の引き出し、預け入れなどの金融機能を提供する施設

8 連携市町村誘導区域

共同して立地適正化計画を作成した市町村、又は広域的な立地適正化の方針を作成しこれに沿った立地適正化計画を有する一連の市町村の、全ての都市機能誘導区域をいう。

9 地域生活拠点

都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。）をいう。

- ① 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画において、拠点として位置付けられた区域
- ② 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想（※）において、拠点として位置付けられた区域
- （※）市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和3年6月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。

10 事業主体

都市構造再編集中支援事業を実施する市町村、法第117条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下「協議会」という。）及び市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市構造再編集中支援事業を実施する特定非営利活動法人等（法第46条第3項に定める特定非営利活動法人等をいう。）（以下「市町村等」という。）、都道府県

及び一部事務組合等市町村以外の地方公共団体及び当該地方公共団体からその経費の一部に対して補助を受けて都市構造再編集中支援事業を実施する特定非営利活動法人等（以下「都道府県等」という。）並びに民間事業者等（独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）、特定非営利活動法人等を含む。）をいう。

第1条の4 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う事業主体に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

第1条の5 都市構造再編集中支援事業費補助の経理

- 1 事業主体及び第1条の4の指導監督事務費の交付を受ける都道府県は、国の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 事業主体が「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

第1条の6 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県及び事業主体に対し、都道府県知事は事業主体（指定都市及び機構を除く。）に対し、市町村長は当該市町村が補助する特定非営利活動法人等に対し、それぞれその施行する交付対象事業及び補助対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業及び補助対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県及び事業主体に対し、都道府県知事は事業主体（指定都市及び機構を除く。）に対し、市町村長は当該市町村が補助する特定非営利活動法人等に対し、それぞれその施行する交付対象事業及び補助対象事業につき、都市構造再編集中支援事業費補助の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業及び補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2編 市町村等が実施する事業

第2条 交付対象

市町村又は協議会とする。

第2条の2 交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表1に掲げる事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの。

なお、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く。

- 1 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めている市町村。
- 2 原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めている市町村。
- 3 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。

第2条の3 施行地区

都市再生整備計画の区域、かつ以下の区域で行うものとする。ただし、居住誘導促進事業については、この限りでない。

1 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域

なお、都市機能誘導区域外の次の区域を都市機能誘導区域とみなすことができる。

- ① 立地適正化計画に基づいて複数の施設の機能を集約する統廃合を行うことにより、誘導施設又は基幹的誘導施設を整備する場合にあっては、統廃合されたことにより廃止された施設の敷地及びその敷地と隣接する区域（交付対象事業は、統廃合されたことにより廃止された施設の除却等、元地の管理の適正化に係る事業に限る。）

2 立地適正化計画に定められた居住誘導区域

なお、居住誘導区域外の次の区域を居住誘導区域とみなすことができる。

- ① 「かわまちづくり」支援制度実施要綱（平成28年2月10日付け国水環第109号）に基づくかわまちづくり計画等の水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域（なお、交付対象事業は、水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く。）に限る。）
- ② 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域（以下「市街化区域等」という。）内の居住誘導区域外において、空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性があり、あるべき将来像を提示している区域（なお、交付対象事業は緑地等の整備に限る。）

3 第1条の3第9項に規定する地域生活拠点

第2条の4 交付期間

都市構造再編集中支援事業費補助を交付する期間は、都市再生整備計画ごとに、都市

構造再編集中支援事業費補助を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3年から5年とする。

第2条の5 交付限度額

- 1 規則第16条第3項の規定により、交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = (1/2) \times (\alpha + a) + b$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

- 1) $\alpha = 10/10 \times (A + B + E + F) + 9/10 \times (C + D)$
- 2) $\alpha = 10/9 \times A + 10/9 \times C + 10/9 \times E$

A： 都市機能誘導区域内で実施される表1第4項から第30項までの事業（以下「基幹事業」という。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

ただし、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積（令和4年度以降に市街化区域を市街化調整区域に編入した場合は、当該面積を市街化区域等の面積に合算することができる。）に占める割合（以下「都市機能誘導区域面積割合」という。）が50%以上の場合（当該立地適正化計画が、平成29年度以前に作成され、かつ、作成の日から起算して5年以内のものである場合を除く。）は、上記の「合計した額」に9/10を乗じた額とする。

B： 都市機能誘導区域内で実施される表1第1項から第3項までの事業等（以下「提案事業」という。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

ただし、都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合（当該立地適正化計画が、平成29年度以前に作成され、かつ、作成の日から起算して5年以内のものである場合を除く。）は、上記の「合計した額」に9/10を乗じた額とする。

C： 都市機能誘導区域外（ただし、地域生活拠点内を除く。）で実施される基幹事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

ただし、表1第30項の事業の場合、表1第30項の交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に10/9を乗じた額とする。

- D： 都市機能誘導区域外（ただし、地域生活拠点内を除く。）で実施される提案事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- E： 地域生活拠点内で実施される基幹事業（表1第13項、第14項、第15項の第4号、第16項、第17項、第18項、第24項、第27項及び第28項を除く。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- F： 地域生活拠点内で実施される提案事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- a： 表1第31項の事業の、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額
- b： 表1第1項から第3項までの事業等、第5項の事業、第9項から第12項までの事業、第15項の第1号から第3号までの施設を整備する事業及び第16項から第30項までの事業のうち、都市機能誘導区域外（ただし、地域生活拠点内を除く。）において特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合 δ から下記に基づいて定められる係数 Δ を乗じて算出した額を合計した額

$$\Delta = 0 \quad (\delta < 1/3)$$

$$\Delta = 0.3 \times \delta - 0.1 \quad (1/3 \leq \delta < 1/2)$$

$$\Delta = 0.05 \quad (1/2 \leq \delta)$$

ただし、都市再生整備計画の区域と都市機能誘導区域（地域生活拠点を含む。）の重複する部分が、いずれかの計画区域の概ね2/3以上であり、かつ、商業、業務及び居住等の都市機能が相当程度集積し、立地適正化計画に位置付けられた主要な事業等が存する一団の土地の区域を含む場合は、上記2)式は3)式とする。

$$3) \alpha = 10/8 \times A + 10/8 \times C + 10/8 \times E$$

また、都市再生整備計画事業を実施中の地区が都市構造再編集中支援事業を実施する地区に移行する場合の交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式を適用し算出された額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = G \times H + I \times J$$

G： 変更提出日の前日における都市再生整備計画事業の交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値

H： 都市構造再編集中支援事業への変更提出日の前日までの執行业務費の総額

I： 1) 式から3) 式の適用の要件に即して実施される事業（以下「適用対象事業」という。）のみを対象として、1) 式から3) 式を適用して算出した交付限度額を適用対象事業の事業費で除した値

J： 1) 式から3) 式の適用の要件に即して実施される事業のうち、都市構造再編集中支援事業への変更提出日以降の執行业務費の総額

2 2以上の市町村がそれぞれ提出した複数の都市再生整備計画（以下「複数の都市再生整備計画」という。）が、その目標及び交付期間を同じとし、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合においては、前項の規定にかかわらず、複数の都市再生整備計画のそれぞれの交付限度額は次のとおり算出するものとする。

- ・ 複数の都市再生整備計画の区域が、市町村の境界を跨って、1つの区域を構成していること。
- ・ 複数の都市再生整備計画の区域が、それぞれの都市再生整備計画に記載された事業等の実施により、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第5条第1項の規定に基づき作成された広域的地域活性化基盤整備計画に記載された1つの拠点施設と一体となってまちづくりが促進され、かつ、当該拠点施設で行われる広域的特定活動が促進されることにより、一体的な機能を発揮する区域を構成する見込みがあること。

交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付限度額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

$$\begin{aligned} \text{交付限度額} = & (1/2) \times (\alpha \text{ sum} + a \text{ sum}) \\ & \times (A + B + C + D + E + F) / (A \text{ sum} + B \text{ sum} + C \text{ sum} + D \text{ sum} + \\ & E \text{ sum} + F \text{ sum}) + b \end{aligned}$$

この場合において、 $\alpha \text{ sum}$ は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$4) \alpha \text{ sum} = 10/10 \times (A \text{ sum} + B \text{ sum} + E \text{ sum} + F \text{ sum}) + 9/10 \times (C \text{ sum} + D \text{ sum})$$

$$5) \alpha \text{ sum} = 10/9 \times A \text{ sum} + 10/9 \times C \text{ sum} + 10/9 \times E \text{ sum}$$

A : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、都市機能誘導区域内で実施される基幹事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄に定めるところに従い算出した額を合計した額

ただし、都市機能誘導区域面積割合が 50%以上の場合（当該立地適正化計画が、平成 29 年度以前に作成され、かつ、作成の日から起算して 5 年以内のものである場合を除く。）は、上記の「合計した額」に $9/10$ を乗じた額とする。

B : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、都市機能誘導区域内で実施される提案事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

ただし、都市機能誘導区域面積割合が 50%以上の場合（当該立地適正化計画が、平成 29 年度以前に作成され、かつ、作成の日から起算して 5 年以内のものである場合を除く。）は、上記の「合計した額」に $9/10$ を乗じた額とする。

C : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、都市機能誘導区域外（ただし、地域生活拠点内を除く。）で実施される基幹事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄に定めるところに従い算出した額を合計した額

ただし、表 1 第 30 項の事業の場合、表 1 第 30 項の交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に $10/9$ を乗じた額とする。

D : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、都市機能誘導区域外（ただし、地域生活拠点内を除く。）で実施される提案事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

E : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、地域生活拠点内で実施される基幹事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄に定めるところに従い算出した額を合計した額

F : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、地域生活拠点内で実施される提案事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

A sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した A の額を合計した額

B sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した B の額を合計した額

C sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した C の額を合計した額

D sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した D の額を合計した額

E sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した E の額を合計した額

F sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した F の額を合計した額

a sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した a の額を合計した額

3 市町村が特定非営利活動法人等に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担す

る場合においては、前2項のA、B、C、D、E、F及びaにおける「交付対象事業の費用の範囲」を「間接交付の場合の事業に要する額」とする。

第2条の6 単年度交付限度額

- 1 年度ごとの都市構造再編集中支援事業費補助の交付限度額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = \text{交付限度額} \times K - L$$

K： 都市構造再編集中支援事業費補助が交付される年度の年度末における交付対象事業に対する執行事業費の割合の見込み

L： 前年度末までに交付された都市構造再編集中支援事業費補助の総額

2 交付額の調整

都市構造再編集中支援事業費補助の交付後、進捗率に変更があった場合、都市構造再編集中支援事業費補助の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。

第2条の7 都市再生整備計画の提出等

- 1 都市構造再編集中支援事業を実施する市町村等は、法第14条の都市再生基本方針等に基づき次に掲げる事項を記載した立地適正化計画及び都市再生整備計画について、国土交通大臣に提出するものとする。

① 立地適正化計画

(イ) 法第81条第2項第1号に規定する方針

(ロ) 法第81条第2項第2号に規定する区域及び事項

(ハ) 法第81条第2項第3号に規定する区域及び事項

(ニ) まちづくりにおける公的不動産の活用方針

② 都市再生整備計画

(イ) 都市再生整備計画の区域

(ロ) 都市再生整備計画の目標

(ハ) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業

(ニ) 交付対象事業の費用便益比（交付金交付要綱附属第Ⅱ編ハの表において費用便益比算出の対象となっている基幹事業を要素事業として実施するもの及び誘導施設の整備事業に限る。また、要素事業ごとの費用便益比の算出に変えて、費用便益比の算出対象となる要素事業を含む都市再生整備計画単位で算出した費用便益

比を記載することができる。)

- (ホ) 計画期間
- (ヘ) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称
- (ト) 都市再生整備計画の区域の面積
- (チ) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- (リ) 都市構造再編集中支援関連事業（当該都市再生整備計画の区域内で都道府県等及び民間事業者等が実施している都市構造再編集中支援事業をいう。）
- (ヌ) 一般関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等（(リ)都市構造再編集中支援関連事業を除く。）をいう。）
- (ル) 交付期間
- (ヲ) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
- (ワ) 都市再生整備計画の評価に関する事項
- (カ) その他必要な事項

2 国土交通大臣は、市町村等から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

3 前2項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

4 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、都市再生整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

表1（市町村等が実施する事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. 事業活用調査	都市再生整備計画の対象となる地区(以下本表において「計画対象地区」という。)における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内
2. まちづくり活動推進事業	啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等のまちづくり活動の推進に関する事業等に要する費用	同上

<p>3. 地域創造 支援事業</p>	<p>都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用</p> <p>ただし、次の施設の整備に要する費用を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場（本表第10の3に該当するもの） ・ 地域交流センター（本表第12の1に該当するもの） ・ 観光交流センター（本表第12の2に該当するもの） ・ テレワーク拠点施設（本表第12の3に該当するもの） ・ 賑わい・交流創出施設（本表第12の4に該当するもの） ・ 子育て世代活動支援センター（本表第12の5に該当するもの） ・ 複合交通センター（本表第12の6に該当するもの） <p>なお、建築物である施設の整備については、1箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。</p> <p>ただし、市町村が建築物である施設を整備する事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 郊外からまちなかへの移転、2) 施設の統廃合、3) 他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④ 他省庁の補助制度がないこと。 ⑤ 整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。 	<p>同上</p>
<p>4. 道路</p>	<p>1 次のいずれかに該当する道路の整備に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村道については、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設、改築又は修繕 	<p>—</p>

	<p>② 道路法第17条第1項又は第2項に基づき指定市又は市が管理する国道、都道府県道については、地域の課題に対応して面的に行われる小規模な改築又は修繕、並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第1条の5及び都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第15条に定める新設又は改築</p> <p>③ 道路法第17条第4項に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、道路法施行令第1条の5に定める新設又は改築</p> <p>④ 法第58条に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、都市再生特別措置法施行令第15条に定める新設又は改築</p> <p>2 市町村が実施する街路事業のうち、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設又は改築に要する費用</p>	
5. 公園	<p>次のいずれかに該当する公園の整備に要する費用</p> <p>1 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-12-(1)に規定する都市公園等事業のうち2.のIの交付の対象となる要件に適合する都市公園の整備</p> <p>2 主として計画対象地区内の住民の利用に供する公園の整備</p>	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額
6. 古都保存・緑地保全等事業	<p>交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-12-(6)に規定する古都保存・緑地保全等事業の交付の対象となる事業に要する費用</p> <p>ただし、当該事業が次の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>① 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（②において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられていること。</p>	—

	<p>② 都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること。</p>	
7. 河川	<p>次に掲げる事業の交付の対象となる事業に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-14-(2)に規定する統合河川環境整備事業 2 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-3-(5)に規定する都市基盤河川改修事業 3 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-3-(8)に規定する流域貯留浸透事業 4 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-8-(1)に規定する総合流域防災事業のうち4.の(1)の③の要件に適合するもの 	—
8. 下水道	<p>次の全てに該当するものの整備に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-7に規定する下水道事業の交付の対象となる事業のうち、次のいずれかに適合するもの <ul style="list-style-type: none"> (イ) 公共下水道事業 (ロ) 特定環境保全公共下水道事業 2 計画対象地区にあって、都市再生整備計画に位置付けられた他の事業と一体的、総合的に実施することが必要かつ効果的な区域（以下本表において「対象区域」という。）において実施するもの 3 対象区域で発生する下水を排除する管渠等（ポンプ場及び対象区域外の下水を合わせて排除する管渠等を除く。）を整備するもの 	—

<p>9. 駐車場有効利用システム</p>	<p>次の全てに該当する駐車場有効利用システムの整備に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること。 2 概ね5ヘクタール以上の区域で整備するものであること。 3 市町村の助成がない場合においては、その運営が困難なものであること。 4 当該駐車場有効利用システムの整備が、その周辺における路上駐車による道路交通の阻害の解消に寄与するものであること。 <p>ただし、整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。</p>	<p>市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額</p>
<p>10. 地域生活基盤施設</p>	<p>次に掲げる施設の整備に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑地 2 広場 3 駐車場（荷さばき駐車場、駐車場出入口付替及び共同駐車場を含む^{注1}。） ただし、一計画対象地区当たり概ね500台の駐車場の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）を限度とし、整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。 4 自転車駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） 5 荷物共同集配施設（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） 6 公開空地（屋内空間を含む。） 7 情報板 8 地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設） ただし、次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 	<p>同上</p>

- ① 災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地区に隣接していること
- ② 計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること。
- ③ 計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること。

なお、当該施設が本表第6項ただし書の全ての要件に該当する場合は、上記①から③までの要件にかかわらず設置できるものとする。

9 人工地盤等（人工地盤、立体遊歩道）

10 分散型エネルギーシステム（コージェネレーションシステム、電力自営線、熱導管及びその付帯施設）

ただし、次のいずれかの要件に該当する施設へ電気又は熱を供給する分散型エネルギーシステムの整備に要する費用を限度とし、コージェネレーションシステムについては整備に要する費用の2分の1に相当する額を限度とする。

- ① 立地適正化計画に基づく道路事業や都市開発事業等と一体的に実施され、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた防災拠点又は帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設。
- ② 災害対策基本法第2条第5号及び第6号に規定する機関。ただし、①の要件を満たし、かつ、三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。）の政令市及び特別区を除く市町村における都市機能誘導区域内で実施され、かつ、エネルギーセンター等のエネルギー供給施設から概ね半径1,000m以内で実施されるものに限る。

11 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等（太陽光発電・小型水力発電・小型風力発電・

	<p>バイオマス発電等再生可能エネルギー設備、未利用熱活用施設→及びEVステーション・蓄電池・蓄熱槽等施設)</p> <p>ただし、第3号及び第4号の事業において、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。</p>	
<p>11. 高質空間形成施設</p>	<p>次に掲げる施設の整備等に要する費用</p> <p>1 緑化施設等（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント、給電・給排水施設、土塁、堀跡等）</p> <p>ただし、土塁、堀跡を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>① 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づく指定を受けた史跡でないこと。</p> <p>② 歴史まちづくり法第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（③において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられていること。</p> <p>③ 都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること。</p> <p>2 電線類地下埋設施設（宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占有物件となる電線類の地下埋設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。））</p> <p>3 電柱電線類移設（宅地区域内で整備又は負担が行われる添架方式で、道路区域内の場合は占有物件となる電柱電線類の移設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。））</p> <p>ただし、当該移設が本表第6項ただし書の全ての要件に該当する場合に限る。</p>	<p>同上</p>

	<p>4 地域冷暖房施設 ただし、設計に要する費用に限る。</p> <p>5 歩行支援施設、障害者誘導施設等</p> <p>6 公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設(センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等)</p> <p>ただし、以下の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>① 整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が、公共的な取組・活動等(公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等)の用に供されること。</p> <p>② スマートシティ官民連携プラットフォームの加入者が整備する施設であること。</p>	
<p>12. 高次都市施設</p>	<p>次に掲げる施設の整備に要する費用</p> <p>1 地域交流センター</p> <p>2 観光交流センター</p> <p>3 テレワーク拠点施設(コワーキングスペース等(ただし、地域住民を主として広く利用されるものに限る。))</p> <p>4 賑わい・交流創出施設(都市機能誘導区域内に人の流れを呼び込むことを目的とした、商業施設と一体的に整備・運営される文化・交流・情報発信・創業支援(営利目的を除く。)機能等を有する施設(屋外空間に存する施設を含む。))</p> <p>5 子育て世代活動支援センター</p> <p>6 複合交通センター</p> <p>第1号～第5号の施設の整備に要する費用には、購入費を含む。1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。ただし、以下の場合においては30億円を限度とする。</p> <p>① 市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合</p> <p>② ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合</p>	<p>同上</p>

第6号の施設の整備に要する費用は、施設の共用部分（2以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）に限る。

ただし、市町村が実施する事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。

- a 維持管理費を算出し国に提出していること。
- b 1)～4)のいずれかに合致すること。
 - 1) 郊外からまちなかへの移転、2) 施設の統廃合、3) 他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。
- c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。
- d 他省庁の補助制度がないこと。
- e 整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。

新築の建築物は、原則として省エネ基準^{注3}に適合すること。また、地方公共団体又は機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準^{注4}に適合すること。

第4号の施設を整備する場合、都市再生整備計画において「当該施設整備に伴う雇用創出、経済波及効果等」を定量的に記載し、かつ、次の全ての要件に該当する場合に限る。

- ・都市機能誘導区域内で実施される事業であること。
- ・第1条の3の10に定める民間事業者等が整備主体であること。
- ・第1条の3の10に定める民間事業者等が運営主体であること。
- ・賑わい・交流創出機能（文化・交流・情報発信・創業支援（営利目的を除く。）機能等）を有する施設であ

	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地が低未利用地（空き地、又は、老朽化かつ稼働していない施設（従後の商業施設面積が相当程度縮小されること。))であること。 ・官民で賑わい・交流創出施設の利用に関する協定を締結していること（締結見込みを含む。）。 ・商業施設は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する施設を営業するものを除くこと。 <p>第4号の施設の整備に要する費用のうち、専有部整備費は「賑わい・交流創出機能」部分に限る。</p>	
13. 誘導施設	<p>1 誘導施設の整備に要する費用^{注2}</p> <p>2 前号に掲げる誘導施設の整備が立地適正化計画に基づき複数の施設の機能を集約する統廃合である場合、統廃合を行うことにより廃止された施設の除却等（除却、整地（当該施設の敷地及び隣接する区域における安全対策を含む。）及び本表第15項第1号から第3号の既存建造物活用事業）、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用</p> <p>誘導施設の整備に要する費用には、購入費を含む。1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。ただし、①～③の場合においては30億円を限度とする。また、④の場合においては限度額を12億円減じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合 ② 都市機能の安全性強化に必要な防災対策を行う施設を整備する場合（立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。） ③ ZEB Ready の省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合 ④ 都市構造再編集中支援事業により、当該施設を含む連携市町村誘導区域において、同種の基幹的誘導施設の整備が予定又は整備されている場合（下記Bのただし書きに該当する場合を除く。） 	同上

ただし、次の全ての要件に該当する場合に限る。

- A 地区面積が 300 m²以上であるもの。(ただし、法第 46 条第 2 項第 5 号に規定する滞在快適性等向上区域 (以下「まちなかウォークアブル区域」という。) において社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合においてはこの限りではない。)
- B 都市構造再編集中支援事業により同種の施設が当該市町村の誘導施設 (基幹的誘導施設を除く。) として整備されていないこと。(ただし、まちなかウォークアブル区域における社会福祉施設若しくは子育て支援施設の整備の場合、災害ハザードエリアからの誘導施設の移転の場合 (立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。)、公共施設等総合管理計画 (個別施設計画を含む。) に基づき複数の誘導施設を移転・統廃合により整備する場合 (移転・統廃合後の全ての誘導施設 (※) の総延べ床面積が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統廃合後の全ての誘導施設 (※) 数が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設数を下回る場合に限る。また、他施設との合築により誘導施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する。) 又は本表第 28 項の復興促進事業による整備の場合においてはこの限りではない。)
- C 三大都市圏域 (首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。) の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。(ただし、三大都市圏域の政令市のうち連携市町村誘導区域において整備する場合においてはこの限りではない。)
- D 医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあつては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。
- E 義務教育に供する公立施設、病院を整備する場合にあつては、災害時の避難所等として周辺の居住者の用に

	<p>も供されるものであること。</p> <p>F 新築の建築物は、原則として省エネ基準^{注3}に適合すること。また、地方公共団体又は機構が新築する建築物は、原則として ZEB 水準^{注4}に適合すること。</p> <p>また、地方公共団体が実施する事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>a 維持管理費を算出し国に提出していること。</p> <p>b 1)～4)のいずれかに合致すること。</p> <p>1) 郊外からまちなかへの移転、2) 施設の統廃合、3) 他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。</p> <p>c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。</p> <p>d 他省庁の補助制度がないこと。</p> <p>e 計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。</p> <p>f 整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。</p> <p>(※) 計画・設計段階及び整備済の誘導施設を含む。</p>	
<p>14. 基幹的誘導施設</p>	<p>1 基幹的誘導施設の整備に要する費用^{注2}</p> <p>2 前号に掲げる基幹的誘導施設の整備が立地適正化計画に基づき複数の施設の機能を集約する統廃合である場合、統廃合を行うことにより廃止された施設の除却等（除却、整地（当該施設の敷地及び隣接する区域における安全対策を含む）及び本表第 15 項第 1 号から第 3 号の既存建造物活用事業）、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用</p> <p>基幹的誘導施設の整備に要する費用には、購入費を含む。1 箇所における整備に要する費用は、立地市町村と連</p>	<p>同上</p>

	<p>携市町村の数を合算した数に 12 億円を乗じた金額を限度とする。</p> <p>ただし、次の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>A 地区面積が 300 m²以上であるもの</p> <p>B 都市構造再編集中支援事業により同種の基幹的誘導施設が当該施設を含む連携市町村誘導区域内で整備されていないこと。</p> <p>C 医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあっては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。</p> <p>D 義務教育に供する公立施設、病院を整備する場合にあっては、災害時の避難所等として周辺の居住者の用にも供されるものであること。</p> <p>E 新築の建築物は、原則として省エネ基準^{註3}に適合すること。また、地方公共団体又は機構が新築する建築物は、原則として ZEB 水準^{註4}に適合すること。</p> <p>また、地方公共団体が実施する事業については、本表第 13 項 a ～ f の全ての要件に該当する場合に限る。</p>	
<p>15. 既存建造物活用事業</p>	<p>次に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成15年8月5日国総国調第57号）第6の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。</p> <p>1 地域生活基盤施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（耐震性貯水槽の整備に要する費用を除く。）</p> <p>2 高質空間形成施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等の整備に要する費用を除く。）</p> <p>3 高次都市施設</p>	<p>同上</p>

購入、賃借（※1）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用

4 誘導施設

購入、賃借（※1）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用並びに当該誘導施設の整備が立地適正化計画に基づき複数の施設の機能を集約する統廃合である場合にあっては、本表第13項第2号に掲げる元地の管理の適正化に係る事業に要する費用

第3号の事業について、本表第12項第4号の施設の整備に要する費用（購入、賃借（※1）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。））は「賑わい・交流創出機能」部分に限る。

第3号及び第4号の事業については、1箇所における整備に要する費用は（元地の管理の適正化に係る事業に要する費用を除く。）21億円を限度とする。ただし、第3号の事業において、①又は③の場合においては30億円を限度とする。第4号の事業において、①～③の場合においては30億円を限度とし、また、④の場合においては限度額を12億円減じる。

- ① 市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合
- ② 都市機能の安全性強化に必要な防災対策を行う施設を整備する場合（立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。）
- ③ ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合
- ④ 都市構造再編集集中支援事業により連携市町村誘導区域において、同種の基幹的誘導施設の整備が予定又は整備されている場合（下記Aのただし書きに該当する場合を除く。）

また、第4号の事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。

A 都市構造再編集中支援事業により同種の施設が当該市町村の誘導施設（基幹的誘導施設を除く。）として整備されていないこと。（ただし、まちなかウォークアブル区域における社会福祉施設若しくは子育て支援施設の整備の場合、災害ハザードエリアからの誘導施設の移転の場合（立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。）、公共施設等総合管理計画（個別施設計画を含む。）に基づき複数の誘導施設を移転・統廃合により整備する場合（移転・統廃合後の全ての誘導施設（※2）の総延べ床面積が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統廃合後の全ての誘導施設（※2）数が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設数を下回る場合に限る。また、他施設との合築により誘導施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する。）又は本表第28項の復興促進事業による整備の場合においてはこの限りではない。）

B 三大都市圏域の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること（ただし、三大都市圏域の政令市のうち連携市町村誘導区域において整備する場合においてはこの限りではない。）。

C 医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあつては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。

D 義務教育に供する公立施設、病院を整備する場合にあつては、災害時の避難所等として周辺の居住者の用にも供されるものであること。

また、地方公共団体が実施する第3号及び第4号の事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。

a 維持管理費を算出し国に提出していること。

b 1)～4)のいずれかに合致すること。

1) 郊外からまちなかへの移転、2) 施設の統廃合、
3) 他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画

	<p>への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。</p> <p>c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。</p> <p>d 他省庁の補助制度がないこと。</p> <p>なお、第4号の事業については、特定非営利活動法人等への間接交付の場合の費用は、購入（用地取得費については、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分、施設取得費については、共同施設及び専有部の23%に相当する部分に限る。）、賃借（※1）、移設及び改築並びに元地の管理の適正化に係る事業に要する費用とする。ただし、移設及び改築に要する費用のうち、土地整備費、共同施設整備費、専有部整備費、負担増分用地費については、当該費用に1.20を乗じて得た額とする。</p> <p>（※1）賃借に要する費用は、原則5年間を限度とした賃料とする。また、事業中に当初の計画期間に満たない事業期間となった場合は、賃借に要する費用の全てを交付対象から除外する。</p> <p>（※2）計画・設計段階及び整備済の誘導施設を含む。</p>	
16. 土地区画整理事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(6)に規定する都市再生区画整理事業の交付の対象となる事業に要する費用	同左
17. 市街地再開発事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(2)又はイ-16-(1)に規定する市街地再開発事業の交付の対象となる事業に要する費用	左に掲げる事業の交付の要件等に基づき算出した国費の額の2倍を超えない額
18. 住宅街区整備事業	次に掲げる費用 1 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(2)に規定する住宅街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用 2 「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用	同上

	に限る。)の採択基準等に適合するものごとに定められた費用	
19. バリアフリー環境整備促進事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(6)に規定するバリアフリー環境整備促進事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
20. 優良建築物等整備事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)に規定する優良建築物等整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
21. 住宅市街地総合整備事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)に規定する住宅市街地総合整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
22. 街なみ環境整備事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(9)に規定する街なみ環境整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
23. 住宅地区改良事業等	「住宅地区改良事業等対象要綱」(平成17年8月1日付け国住整第38-2号)に定められた費用	同上
24. 都心共同住宅供給事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)に規定する都心共同住宅供給事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
25. 公営住宅等整備	次に掲げる補助要領等に規定する事業ごとに、それぞれ当該補助要領等に定められた費用 1 「公営住宅等整備事業対象要綱」(平成17年8月1日付け国住備第37号)第2第2号に定める公営住宅等整備事業 2 「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」(平成19年3月28日付け国住備第161号)第2条第3号に定める地域優良賃貸住宅整備事業 3 「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」(平成17年8月1日付け国住備第38-3号)第2第1項第5号に定める公営住宅等ストック総合改善事業 4 「公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱(平成3年住建発第103号)」に定める公営住宅等駐車場整備事業 5 「公営住宅等関連事業推進事業補助要領(平成6年建設省住備発第56号)」第2各号に定める補助金の交付の対象となる事業	同上
26. 都市再生	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)に規定する都	同上

住宅等整備	市再生住宅等整備の交付の対象となる事業に要する費用	
27. 防災街区整備事業	次に掲げる費用 1 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(2)又は交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)に規定する防災街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用 2 「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」(ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。)の採択基準等に適合するものごとに定められた費用	同上
28. 復興促進事業	流域治水型の原型復旧が実施され浸水を許容する区域から移転する誘導施設(立地適正化計画に位置づけられることが確実な誘導施設を含む。)及び準誘導施設(立地適正化計画に位置づけられることが確実な準誘導施設を含む。)の整備に要する費用 ^{注2} 整備に要する費用には、購入費を含む。 ただし、本表第13項D、E及びFの要件に該当する場合に限る。 また、地方公共団体が実施する事業については、本表第13項a、c、d及びf全ての要件に該当する場合に限る。 また、準誘導施設のうち、商業施設及び金融施設については次の要件を全て満たす施設に限る。 A 地方公共団体が整備主体でないこと。 B 施設の規模は従前の施設と同程度を限度とすること。 C 周辺に同種施設がないこと。 D 市町村が必要と判断したこと。 E 多数の者が出入りし、利用することが想定されること。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額
29. エリア価値向上整備事業	官民連携により既存の都市のインフラ又は施設(以下「既存ストック」という。)を活用し、公共公益施設の利便性向上及び都市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業のうち、都市再生整備計画に整備及び維持管理を含む官民の費用負担並びに役割分担が記載されて	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内

	<p>いるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存ストックを活用した地域生活基盤施設及び高質空間形成施設の整備又は既存建造物活用事業に要する費用 2 情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等）の整備に要する費用 ただし、整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が公共的な取組・活動等（公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等）の用に供されること。 3 都市再生整備計画の目標を達成するために必要なサービス提供のための設備の導入に要する費用 4 情報の収集・発信等のためのシステム基盤整備に要する費用 5 社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用 6 次期開発に向けた機動的事業化支援に係る費用（①既存物件の除却、②暫定利用（社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用）） ただし、都市機能誘導区域内で実施される事業であり、かつ、次期開発（※1）に向けた「まちの将来ビジョン（任意の構想、計画）」を策定済であり、かつ、当該地が落壁による事故や周辺の犯罪増加など現に外部不経済が発生している空きビル（※2）であり、かつ、i）又はii）の要件に該当する場合に限る。また、第6号の適用は、令和10年度末までに国に都市再生整備計画を提出した場合に限る。 i）①を実施する場合は、次の全ての要件に該当する場合に限る。 ・従前の建物用途が第1条の3第5項又は第7項に掲げる施設に相当する機能をもつ施設であること。 	
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちの将来ビジョン」に基づき次期開発を想定する区域における「土地利用の検討」を実施済であること。 ・次期開発において民間施設の整備が想定される場合、「既存建物の除却に要する費用」に係る官民による費用負担の考え方を協定で定め、必要に応じて「既存建物の除却に要する費用」から民間負担分を控除すること。 ・次のいずれかの要件に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> A 「既存物件の除却から概ね3年以内に事業着手を行う」旨の覚書の締結 B 事業主体と事業化に向けて協議を開始している旨を証明する書類の都市再生整備計画への添付 C 「地区計画」の策定（「まちの将来ビジョン」で想定する機能以外の立地の抑制、「まちの将来ビジョン」に沿った開発を行う等） <p>なお、「既存物件の除却に要する費用」は、21億円を限度とし、かつ、当該事業の開始前年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について(国土交通事務次官通知)」に規定する非木造建築物の除却工事費用を用いること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ii) ②を実施する場合は、次の全ての要件に該当する場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・暫定利用時は当該地において「営利目的とする施設の営業」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する施設の営業」を除くこと。 ・次期開発が開始されるまでの期間、当該地を適切な管理のもと活用し、空き地の状態としないこと。 <p>(※1) 従前施設の商業・業務機能の規模を相当程度縮小し、かつ、公共施設が整備されること。</p> <p>(※2) 市町村が建物所有者であること。又は、民間事業者等が建物所有者である場合、市町村と民間事業者等が(※1)に関する協定等を締結していること(締結見込みを含む。)</p>	
--	--	--

<p>30. こどもまんなかまちづくり事業</p>	<p>次に掲げる費用（こども・子育て支援に資する機能に係る部分に限る。）。</p> <p>ただし、都市再生整備計画において①こども・子育て支援に資する目標を記載し、かつ、②こども・子育て支援環境整備方針(※)を記載し、かつ、以下の全ての要件に該当する場合に限る。また、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画(以下「市町村こども計画」という。)に、こども・子育て支援関連施設について記載した年度の翌年度から起算して3年以内に事業に着手する地区に限る（市町村こども計画を改定する場合を含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村こども計画（市町村こども計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に記載されたこども・子育て支援関連施設を含むこと。 ・教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地し（立地が確実な場合を含む。）、かつ、当該施設の数が充足していること。 ・周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応したインフラ整備（例：鉄道駅、住宅地等の整備（新設、改築））が近年行われていたこと（実施が確実な場合を含む。）。 <p>(※) 現状のこども・子育て支援環境等を踏まえ、「こども・子育て支援」に対する「都市構造再編中集支援事業で実施する事業」による効果を記載し、整備する施設の規模が定量的に需要を充足するものとして説明されていること。また、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分であることが説明されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公園（本表第5項に該当するもの） 2 緑地（本表第10項第1号に該当するもの） 3 広場（本表第10項第2号に該当するもの） 4 歩行支援施設、障害者誘導施設等（本表第11項第5号に該当するもの） 5 地域交流センター（本表第12項第1号及び本表第15項第3号に該当するもの） 6 テレワーク拠点施設（本表第12項第3号及び本表第15 	<p>市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額</p>
---------------------------	--	--

	<p>項第3号に該当するもの)</p> <p>7 子育て世代活動支援センター(本表第12項第5号及び本表第15項第3号に該当するもの)</p> <p>8 ベビーカーシェアポート</p> <p>9 まちなか見守りカメラ</p> <p>10 ベビーケアルーム等の子育て支援に特化した施設</p>	
<p>31. 居住誘導促進事業</p>	<p>居住誘導区域の面積が市街化区域等の面積(令和4年度以降に市街化区域を市街化調整区域に編入した場合は、当該面積を市街化区域等の面積に合算することができる。)の1/2以下の市町村であって当該市町村の区域のうち居住誘導区域外の区域、立地適正化計画に記載された防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外の区域又は市街化区域を市街化調整区域に編入した市町村であって当該編入した市街化調整区域(以下「居住誘導区域外等」という。)から同一市町村内の居住誘導区域へ移転する者(以下「移転者」という。)に対して第1号～第3号に掲げる費用を補助する事業に要する費用並びに第4号及び第5号に掲げる事業に要する費用</p> <p>ただし、都市再生整備計画の目標に居住誘導方針を記載するものとし、立地適正化計画における防災指針の策定及び災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標設定を行っていること又は確実に行う見込みである市町村において実施される事業に限る。</p> <p>また、移転元地を居住の用に供さない場合に限る。</p> <p>1 移転者の住居の移転に要する費用(ただし、移転者あたりの費用は、防災集団移転促進事業費補助金交付要綱(昭和48年2月15日自治疎第4号。以下「防集事業交付要綱」という。)別表第一の対象経費区分「六 法第8条第6号の経費」の補助基本額の欄に定める額を限度とする。)</p> <p>2 移転者の居住誘導区域における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に要する費用(ただし、移転者あたりの費用は、当該移転者が住宅の建設若しくは購</p>	<p>市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内</p>

	<p>入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の 利子相当額及び防集交付要綱別表第一の対象経費区分 「二 法第8条第2号の経費」の補助基本額の欄に定め る額を限度とする。)</p> <p>3 居住誘導区域外等において、居住の用に供さなくなっ た住宅の除却及び宅地の整地（宅地に隣接する区域に おける宅地の管理上必要な安全対策等の措置を含む。） に要する費用</p> <p>4 居住誘導区域外等の住宅及び住宅の除却を行った敷 地における緑地及び広場の整備並びに既存建造物活用 事業（誘導施設を整備する場合を除く。）に要する費用 （用地費を含む。） ただし、市街化区域を市街化調整区域に編入した区域 に限る。</p> <p>5 移転者の移転の促進及び移転元地の管理に関するコ ーディネートに要する費用</p>	
--	---	--

注1) 共同駐車場の対象事業の費用の範囲は次のとおりである。

○共同駐車場

次の全てに該当する共同駐車場の整備に要する費用

- 1 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること。
- 2 幹線街路で囲まれた概ね4ヘクタール以内の街区内において整備されるもので、次のいずれかに適合するものであること。
 - ① 10人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること。
 - ② 昭和35年国勢調査による人口集中地区（ただし、昭和35年に人口集中地区が設定されていない場合については、人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区）内の商業地域又は近隣商業地域及びこれに接する区域で中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第9条に規定する基本計画において位置づけられる区域（三大

都市圏の既成市街地等を除く。)で整備されるものについて、5人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること。

- ③ 地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中心市街地活性化法第51条の規定による中心市街地整備推進機構と2人以上の土地所有者、地上権者等からなる整備主体とが共同して整備するものであること。
 - ④ 附置義務駐車施設を立地誘導する駐車場の整備で、次に掲げる条件に該当し、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人が整備するものであること。
 - (イ) 当該駐車場が主要な路外駐車場として駐車場整備計画に位置付けられていること。
 - (ロ) 地方公共団体、整備主体及び地元等が共同駐車場の整備に関する協定を締結していること。
 - (ハ) 附置義務駐車施設の立地誘導を行う地区内の建築物建替計画を地方公共団体が策定していること。
- 3 駐車台数が50台以上のものであること(ただし、三大都市圏の既成市街地等においては200台以上のものであること。)
 - 4 市町村の助成がない場合においては、その経営が困難なものであること。
 - 5 当該共同駐車場の建設が、その周辺における路上駐車による道路交通の阻害の解消に寄与するものであること。

共同駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合には、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基準とする(ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。)

注2) 特定非営利活動法人等への間接交付の場合の整備に要する費用は、次に掲げる費用を合計した額とする。

- ① 設計費
交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-1(4)1.一に掲げる調査設計計画に要する費用をいう。
- ② 土地整備費
交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-1(4)1.二に掲げる土地整備に要する費用(ただし、「コア事業」とあるのは「誘導施設の整備事業」と読み替えるものとする。)をいう。
- ③ 用地取得費
緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分の取得費に限る。
- ④ 共同施設整備費
交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-1(4)2.三に掲げる共同施設整備に要す

る費用をいう。

⑤ 専有部整備費

誘導施設（共同施設部分を除く。）の整備に要する費用（当該整備に要する費用に100分の23を乗じて得た額）をいう。

⑥ 負担増分用地費

立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の区域外から区域内へ誘導施設を移転する際に追加的に必要となる土地取得に係る費用をいい、次の式により算定した額（Z）とする。ただし、従前地の土地利用は誘導施設以外の土地利用とする。

・ア（従後地面積） \leq （従前地面積）の場合：

$$Z = \left(\text{（従後地土地価格）} - \text{（従前地土地価格）} \right) \times 0.23$$

・イ（従後地面積） $>$ （従前地面積）の場合：

$$Z = \left(\text{（従後地土地単価）} - \text{（従前地土地単価）} \right) \times \text{（従前地面積）} \times 0.23$$

なお、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分の取得費を用地取得費として交付対象事業費とする場合は、当該用地取得費を減じた額を従後地土地価格とする。

また、負担増分用地費を算出するに当たり、従前地及び従後地の土地価格については、市町村において不動産鑑定評価を行った後に、土地価格の算定にかかる専門性を有する第三者が入った委員会に付議し、定めるものとする。

なお、次のいずれかに適合する場合においては、上記の費用のうち土地整備費、用地取得費、共同施設整備費、専有部整備費及び負担増分用地費については、1.20を乗じて得た額とする。

- A 低未利用地において誘導施設を整備することにより、土地の有効活用を図り、生活機能を確保する事業
- B 医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設（複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同で活用・整備する単一機能の施設を含む。）の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業
- C 複数の敷地を集約・整序し、土地の有効活用を図り、誘導施設を整備する事業
- D 災害ハザードエリアから移転を行う事業（立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。）
- E 復興促進事業

注3）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く。）。

注4) 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300㎡未満)は20%削減)となる省エネ性能の水準に適合すること(ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く。)

第3編 都道府県等が実施する事業

第3条 補助対象

市町村以外の地方公共団体とする。

第3条の2 補助対象事業

表2に掲げる事業で、都市再生整備計画において都市構造再編集中支援関連事業に位置づけがあるもの

なお、第2条の2第1号～第3号に掲げる市町村の市町村域において実施される事業を除く。

第3条の3 施行地区

連携市町村誘導区域(第2条の3第1項①の区域を含む。)で行うものとする。

第3条の4 補助金の額

- 1 補助対象事業費の2分の1(都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合(当該立地適正化計画が、平成29年度以前に作成され、かつ、作成の日から起算して5年以内のものである場合を除く。)にあつては、100分の45)を補助金の額とする。
- 2 都道府県等が特定非営利活動法人等に対し、補助対象事業に要する経費の一部を負担する場合には、前項の「補助対象事業費」を「間接補助の場合の事業に要する額」とする。

第3条の5 都市再生整備計画の提出等

都市構造再編集中支援事業を実施する都道府県等は、法第14条の都市再生基本方針等に基づき次に掲げる事項を記載した立地適正化計画(補助対象事業を実施する市町村のもの)及び都市再生整備計画(都市構造再編集中支援関連事業に補助対象事業が記載されているもの)について、国土交通大臣に提出するものとする。

1 立地適正化計画

- ① 法第81条第2項第1号に規定する方針
- ② 法第81条第2項第2号に規定する区域及び事項
- ③ 法第81条第2項第3号に規定する区域及び事項

④ まちづくりにおける公的不動産の活用方針

2 都市再生整備計画

① 都市再生整備計画の区域

② 都市再生整備計画の目標

③ 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業

④ 計画期間

⑤ 都市再生整備計画の対象となる地区の名称

⑥ 都市再生整備計画の区域の面積

⑦ 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

⑧ 都市構造再編集中支援関連事業（当該都市再生整備計画の区域内で、都道府県等及び民間事業者等が実施している都市構造再編集中支援事業をいう。）

⑨ 一般関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等（⑧都市構造再編集中支援関連事業を除く。）をいう。）

⑩ 交付期間

⑪ 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針

⑫ 都市再生整備計画の評価に関する事項

⑬ その他必要な事項

表2（都道府県等が実施する事業の補助対象事業）

補助対象事業	補助対象事業の費用の範囲	間接補助の場合の事業に要する額
1. 誘導施設	表1の第13項と同じ。ただし、「間接交付」とあるのは「間接補助」と、「交付対象」とあるのは「補助対象」と読み替えるものとする。	都道府県等が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額
2. 基幹的誘導施設	表1の第14項と同じ。ただし、「間接交付」とあるのは「間接補助」と、「交付対象」とあるのは「補助対象」と読み替えるものとする。	同上

3. 既存建造物活用事業	表1の第15項第4号と同じ。ただし、「間接交付」とあるのは「間接補助」と、「交付対象」とあるのは「補助対象」と読み替えるものとする。	同上
--------------	--	----

第4編 民間事業者等が実施する事業

第4条 補助対象

民間事業者等とする。

第4条の2 補助対象事業

次の全てに適合する表3に掲げる事業をいう。

- 1 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内（第2条の3第1項①の区域を含む。）における事業であること。
- 2 都市再生整備計画において都市構造再編集集中支援関連事業として位置付けがあること。
- 3 市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であること。ただし、都道府県が当該支援を行う場合にあっては、市町村が財政上のその他の支援を講じる事業であること。
- 4 第2条の2第1号から第3号に掲げる市町村の市町村域において実施される事業ではないこと。

第4条の3 施行地区

都市機能誘導区域内（第2条の3第1項①の区域を含む。）の地区において行うものとする。

第4条の4 補助金の額

- 1 補助対象事業費の3分の2を補助基本額とし、本事業を実施する事業主体に対する市町村の支援額と、補助基本額の2分の1（都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合（当該立地適正化計画が、平成29年度以前に作成され、かつ、作成の日から起算して5年以内のものである場合を除く。）にあっては、100分の45）のそれぞれいづれか低い額を補助金の額とする。
- 2 事業主体に対する市町村の支援額は、公的不動産等活用支援による額（以下「公的不動産等活用支援額」という。）及び必要な場合には現金による追加的な支援額を合算したものをいう。
- 3 公的不動産等活用支援とは、市町村又は都道府県の所有する不動産（以下「公的不動産」という。）を活用して誘導施設を整備する等の事業で、市町村又は都道府県が行

う次の支援をいう。ただし、法令（本事業の実施に係るものは除く。）に基づく譲渡減免額、賃貸料の減免及び税の減免は除く。

- ① 事業主体に公的不動産を譲渡する際の価格を減免
- ② 事業主体に公的不動産を賃貸する際の価格を減免
- ③ 誘導施設又は誘導施設の存する土地（事業主体が所有するものに限る。）に係る固定資産税もしくは都市計画税を減免

4 公的不動産等活用支援額は次の手法のいずれか又は組合せにより求めるものとし、いずれの場合においても減免前の土地価格については、市町村において不動産鑑定評価を行った後に、土地価格の算定に係る専門性を有する第三者が入った委員会に付議し土地価格を定め、その上で国において土地価格の妥当性を確認するものとする。

- ① 事業主体に公的不動産を低廉な価格で譲渡する場合
譲渡に係る減免額を公的不動産等活用支援額とする。
- ② 事業主体に公的不動産を低廉な価格で賃貸する場合
賃貸に係る減免額を公的不動産等活用支援額とする。ただし、複数年次にわたって減免する場合は、当該減免期間の減免額を合算することができるものとし、次式により算出するものとする。

$$\text{複数年次の支援額} = \sum_{t=1}^T \frac{Rt}{(1+0.04)^{t-1}}$$

T：減免期間

R：減免額の2分の1

- ③ 誘導施設又は誘導施設の存する土地（事業主体が所有するものに限る。）に係る課税を減免する場合

課税に係る減免額を公的不動産等活用支援額とする。ただし、複数年次にわたって減免する場合は、当該減免期間の減免額を合算することができるものとし、次式により算出するものとする。

$$\text{複数年次の支援額} = \sum_{t=1}^T \frac{Rt}{(1+0.04)^{t-1}}$$

T：減免期間

R：減免額の2分の1

第4条の5 都市再生整備計画の提出等

都市構造再編集中支援事業を実施する民間事業者等は、法第14条の都市再生基本方針等に基づき第3条の5第1項及び第2項に掲げる事項を記載した立地適正化計画及び都市再生整備計画について、国土交通大臣に提出するものとする。

表3 (民間事業者等が実施する事業の補助対象事業)

補助対象事業	補助対象事業費
1. 誘導施設	<p>表1の第13項と同じ。ただし、「注2」とあるのは、以下の通りとする。</p> <p>整備に要する費用は、注2に掲げる設計費、土地整備費、用地取得費、共同施設整備費、専有部整備費及び費用増分用地費と既存の建築物を活用して整備する事業に係る賃貸料を合計した額とする。</p> <p>なお、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分を用地取得費として補助対象事業費とする場合は、当該用地取得費を減じた額を従後地土地価格とする。</p> <p>また、負担増分用地費を算出するに当たり、従前地及び従後地の土地価格については、市町村において不動産鑑定評価を行った後に、土地価格の算定にかかる専門性を有する第三者が入った委員会に付議し、定めるものとする。</p> <p>賃借料は原則5年間を限度とした賃料とし、事業中に当初の計画期間に満たない事業期間となった場合は貸借に要する費用の全てを国庫納付するものとする。</p> <p>なお、次のいずれかに適合する事業については、補助対象事業費のうち、設計費、賃貸料を除いた額に1.20を乗じて得た額を補助対象事業費とする。</p> <p>A 低未利用地において誘導施設を整備することにより、土地の有効活用を図り、生活機能を確保する事業</p> <p>B 医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設（複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同で活用・整備する単一機能の施設を含む。）の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業</p> <p>C 既存ストックの有効活用を図るため、既存建造物の改修により誘導施設の整備を行う事業</p> <p>D 複数の敷地を集約・整序し、土地の有効活用を図り、誘導施設を整備する事業</p> <p>E 災害ハザードエリアから移転を行う事業（立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。）</p> <p>F 復興促進事業</p>

2. 基幹的誘導施設	表1の第14項と同じ。ただし、「注2」とあるのは、本表第1項と同じ扱いとする。
3. 復興促進事業	表1の第28項と同じ。ただし、「注2」とあるのは、本表第1項と同じ扱いとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

第2条の2及び第3条の2において、交付対象事業及び補助対象事業から除くこととしていることについては、令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

附則

この要綱は、令和2年9月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附則

本改正要綱の施行（令和3年1月28日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画及び本改正の施行の日から令和2年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

本改正要綱の施行（令和3年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

附則

表1の3. 地域創造支援事業、12. 高次都市施設及び13. 誘導施設において、整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討することを要件としていることについては、令和4年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

本改正要綱の施行（令和4年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

附則

表1の12. 高次都市施設、13. 誘導施設、14. 基幹的誘導施設及び表2の1. 誘導施設、2. 基幹的誘導施設において、新築の建築物は原則として省エネ基準に適合することを要件としていること、及び地方公共団体又は機構が新築する建築物について原則として ZEB 水準に適合することを要件としていることについては、令和6年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

本改正要綱の施行（令和5年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。